



諮詢書

常大教学第672号

令和3年7月14日

常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会 様

常陸大宮市教育委員会



常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、意見を求めます。

記

1 諒問事項

- (1) 常陸大宮市義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事項に関すること。

2 諒問理由

本市の人口は、年々減少を続けており、今後とも更なる減少が続くと予想されています。中でも、少子化の傾向は、児童生徒数の減少につながり、市内小中学校の教育環境に様々な課題を生じさせつつあります。

そのような中、市教育委員会では、平成20年7月に「常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画」を策定し、小学校11校、中学校4校に再編を図り、児童生徒の教育環境の適正化に努めてまいりました。

一方、先の答申から13年が経過する中、本市の児童生徒数は更に減少するとともに、教育現場では、新学習指導要領への対応や教員の働き方改革、中学校部活動の在り方の見直しなど大きな変革が発生しています。また、平成27年1月には、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示され、この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されています。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、従前の基本方針について改めて見直しを図り、児童生徒にとって最も望ましい教育環境はどうあるべきか、また、地域コミュニティとの関わりなど、常陸大宮市の実情に合った考え方を明確にしたうえで、今後の小中学校の適正化に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、常陸大宮市における義務教育施設の適正規模に関する基本的な考え方及び適正化に向けた方策について、専門的かつ幅広い見地からご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。